

科 目	基本的人権の基礎 (前期)	単 位
		2
担 当	福井 康佐	
<p>授業内容の概要</p> <p>この授業では、各人権の歴史的な意義及び、各条文から派生する概念等を正確に理解することを第一の目標にする。第二に、基本的な判例の論理を正確に理解することを目標とする。各条文に関連するリーディングケースを毎回取り上げて、事実の概要、原告の主張、被告の主張、判旨を丁寧に読むように指導していきたい。第三に、法的な文章を書く訓練の第一歩として、適宜、小論文作成の課題を与えて、指導していきたい。なお、内容上の区切りのいい所（表現の自由の終了時など）で、小テストを実施する。</p> <p>授業方法</p> <p>授業計画に従って、テキストの説明を中心に授業を行う。予め指定された箇所の予習を前提とするので、質問と応答という形態の授業を行い、積極的な発言を学生に求めたい。毎回取り上げる基本判例については、十分に調べることを求める。なお、芦部憲法テキストは、初学者には難解な部分もあるので、レジュメ等で適宜補足していきたい。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末テストを中心にして、小テスト・小論文の課題・授業への参加の度合いを加味して、総合的に判断する。成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 基本的人権の原理～人権の観念・人権の分類・人権の享有主体 第2回 基本的人権の限界～公共の福祉論・違憲審査基準の基礎 第3回 幸福追求権～幸福追求権の意義・新しい人権・自己決定権 第4回 精神的自由総論～精神的自由の分類・思想良心の自由・学問の自由 第5回 信教の自由～信教の自由の意義と限界・政教分離原則 第6回 表現の自由その1～表現の自由の意義・表現の自由の内容 第7回 表現の自由その2～表現の自由の限界（二重の基準論） 第8回 表現の自由その3～集会結社の自由その他 第9回 経済的自由～職業選択の自由・財産権の保障 第10回 社会権その1～社会権の意義・生存権 第11回 社会権その2～教育を受ける権利・教科書検定・労働基本権 第12回 平等権～平等の観念・法の下での平等の意味 第13回 人身の自由～適正手続の意味・刑事手続 第14回 その他の問題～参政権・私人間効力・特別権力関係 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須): 芦部信喜『憲法』(第4版)(岩波書店2007年) 戸松秀典・初宿正典『憲法判例』(第5版)(有斐閣2007年)</p> <p>参考書(購入任意): 特になし</p> <p>前提履修科目 特になし</p>		

科 目	統治の基本構造 (後期)	単 位
		2
担 当	福井 康佐	
<p>授業内容の概要</p> <p>前期授業の「基本的人権の基礎」の3つ目標を、連続する後期のこの授業でも掲げていきたい。内容としては、授業の前半5回を使って、憲法の学習の中心である違憲審査制の理解を徹底する予定である。その際に、前期の授業で取り上げた各人権の違憲審査基準を補足し、十分な理解を促すようにしたい。残り9回は、権力分立とその現代の変容の意味を通して、統治機構全体を体系的に把握できるように説明していきたい。なお、内容上の区切りのいい所（違憲審査制終了時など）で、小テストを実施する。</p> <p>授業方法</p> <p>授業計画に従って、テキストの説明を中心に授業を行う。予め指定された箇所の予習を前提とするので、質問と応答という形態の授業を行い、積極的な発言を学生に求めたい。毎回取り上げる基本判例については、十分に調べることを求める。なお、芦部憲法テキストは、初学者には難解な部分もあるので、レジュメ等で適宜補足していきたい。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末テストを中心に、小テスト・小論文の課題・授業への参加の度合いを加味して、総合的に判断する。成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 裁判所～司法権の意味と範囲・裁判所の組織と権能・司法権の独立 第2回 違憲審査制その1～違憲審査制の根拠と性格・付随的違憲審査制の意味 第3回 違憲審査制その2～憲法判断の方法 第4回 違憲審査制その3～違憲審査の審査基準 第5回 違憲審査制その4～まとめと判例理論の整理 第6回 国民主権～主権の意味・国民主権の意味 第7回 国会その1～権力分立の原理・国会の地位 第8回 国会その2～国会の組織と活動・国会の権能・議院の自律権 第9回 内閣その1～行政権と内閣・内閣の組織と権能 第10回 内閣その2～議院内閣制・衆議院の解散・行政立法 第11回 財政と地方自治～租税法律主義・地方自治の本旨・条例 第12回 平和主義～9条成立の経緯・自衛権とその限界 第13回 天皇 第14回 憲法保障・憲法改正・立憲主義 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須): 芦部信喜『憲法』(第4版)(岩波書店2007年) 戸松秀典・初宿正典『憲法判例』(第5版)(有斐閣2007年)</p> <p>参考書(購入任意) 特になし</p> <p>前提履修科目 特になし</p>		

科 目	行政法1 (後期)	単 位
		2
担 当	早川 和宏	
<p>授業内容の概要</p> <p>行政法とは行政に関する法である。したがって、行政に関する法は、全て行政法の対象となる。もともと、行政に関する法は無数の行政法規から成り立っているため、その全てに通暁することは不可能に近い。</p> <p>しかし、行政法は、行政に関する法であることから、行政に特有な法理・法原則が支配している。この法理・法原則を身につけることにより、初見の法であっても正確に解釈し、適用することが可能となる。行政法の分野では、近年、急速に法整備・法改正が進み、判例の集積と学説の進展が見受けられる。授業は、行政法の基礎概念と基礎理論および確立した判例を中心に講述することにする。</p> <p>授業方法</p> <p>授業は、下記の授業計画に従い、南博方『行政法（第六版）』を使用して、講義形式で行う（諸般の事情により、講義の順序に変更が出る場合には予め連絡する）。</p> <p>授業で参照する判例については、レジュメで予告する。なお、法令・制度の改廃や理論の変遷に留意し、重要な事件や判例が現れたときは、適時解説する。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>授業における積極的参加の程度(発言や場合によっては提出物を含む)および期末試験によって評価する。成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 行政法はどのような法か 第2回 行政は誰が行うか 第3回 行政はどのような作用を行うか 第4回 行政行為とは何か 第5回 行政行為はどのような効力をもつか(1) 第6回 行政行為はどのような効力をもつか(2) 第7回 行政立法・自治立法その他の行政作用について 第8回 行政上の法律関係とはどのようなものか 第9回 行政はどのような手続で行われるか・行政の実効性はどのようにして確保されるか 第10回 行政情報公開と個人情報保護の仕組み 第11回 行政によって受けた損失はどのようにして償われるか 第12回 行政によって受けた損害はどのようにして償われるか 第13回 行政型ADRとはどのような手続か 第14回 行政事件訴訟とはどのような裁判制度か 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)：南博方『行政法（第六版）』（有斐閣・2006年） 参考書(購入任意)：小早川光郎・宇賀克也・交告尚史編『行政判例百選[第5版]』I・II（有斐閣・2006年）</p> <p>前提履修科目 なし</p>		

科 目	行政法2 (前期)	単 位
		2
担 当	早川 和宏	
<p>授業内容の概要</p> <p>本授業では、行政と一般国民との間に、「良好ではない関係」が発生した場合の対処方法を学ぶ。法治行政の原理の下、行政は、適法な行政活動をなしているはずである。その限りにおいては、行政と一般国民との間には「良好な関係」が生じていると考えられる。しかし、行政を行うのが人である以上、そこに完璧を求めることはできない。また、複雑多岐にわたる行政法規は、解釈上の疑義も少なくない。そこには、「良好ではない関係」を生み出す素地が多分に存在する。</p> <p>「良好ではない関係」が発生した場合、それは事後的に解決せざるを得ない。事後的解決に資する制度として、行政型ADR・行政訴訟・損失補償・国家賠償を取り上げる。</p> <p>一方、「良好ではない関係」が発生することを防げれば、これに勝つことはない。事前に「良好な関係」を担保するための制度として、行政手続を取り上げる。</p> <p>個人の権利利益等に影響を与える行政の活動は、当該個人の一生を左右するだけの力を持つことに留意しつつ、「良好ではない関係」を解きほぐす上で必要な理論の習得を目指したい。</p> <p>授業方法</p> <p>授業は、下記の授業計画に従い、芝池義一『行政救済法講義〔第3版〕』（有斐閣・2006年）を使用して、講義形式で行う。行政法Iで得た知見をもとに、現実の紛争場面での応用力の養成を試みる。</p> <p>講義形式を中心とするが、行政法Iで学んだ事項については受講生に説明させていくので、しっかりと復習の上講義に臨みたい。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における積極的参加の程度(発言や場合によっては提出物を含む)と期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 行政手続法理・行政手続の内容 第2回 行政型ADRの意義と種類 第3回 行政不服申立て(1) 第4回 行政不服申立て(2) 第5回 行政事件訴訟の意義と種類 第6回 取消訴訟 (1) 第7回 取消訴訟 (2) 第8回 取消訴訟 (3) 第9回 無効等確認訴訟・不作為違法確認訴訟 第10回 義務付け訴訟・差止訴訟・仮の救済 第11回 当事者訴訟・民衆訴訟・機関訴訟 第12回 損失補償制度 第13回 国家賠償訴訟 (1) 第14回 国家賠償訴訟 (2) 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須): 芝池義一『行政救済法講義〔第3版〕』（有斐閣・2006年） 参考書(購入任意): 小早川光郎・宇賀克也・交告尚史編『行政判例百選〔第5版〕』I・II(有斐閣・2006年) 前提履修科目 なし</p>		

科 目	公法総合 (後期)	単 位
		2
担 当	山下 清兵衛	
<p>授業内容の概要</p> <p>普遍法としての国際的人権保障規範と、日本国憲法における「法の支配」の内容を明らかにするとともに、司法の行政に対するコントロールについての基本的な考え方を修得することがこの講義の目的である。</p> <p>また、立法による行政に対するコントロールも検討する。更に、司法を含めた三権を、主権者たる国民がどのようにコントロールすべきか（憲法の保障）について理解を深めてもらえるようにしたい。</p> <p>法律家が国民の権利実現について、どのように関与できるかについて裁判官を含めた法の運用者のあるべき姿についても講義する予定である。各種の行政訴訟をすべてマスターできるようにする。</p> <p>授業方法</p> <p>担当教員が関与した憲法・行政訴訟判例等を題材として、あらゆる行政法を遂行できる知識の修得を目標とし、参考資料などを主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深め、かつ、論文力を向上させるように努力する。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。</p> <p>課題レポートと期末試験の結果に基づいて評価する。レポートは1～2回程度を予定するが、講義の基本的な内容を理解しているかどうかを確認するものとする。期末試験は論文問題とし、憲法・行政法の有機的な理解の程度を評価する。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 行政訴訟と情報収集(情報公開訴訟)</p> <p>第2回 司法の行政に対するコントロール(許認可訴訟)</p> <p>第3回 第三者訴訟(原告適格)</p> <p>第4回 法の支配の原則(複数処分と処分理由)</p> <p>第5回 行政裁量(審査訴訟)</p> <p>第6回 非処分是正訴訟</p> <p>第7回 労災訴訟</p> <p>第8回 福祉訴訟</p> <p>第9回 住民訴訟</p> <p>第10回 公務員訴訟</p> <p>第11回 入管訴訟</p> <p>第12回 差止め訴訟</p> <p>第13回 義務付け訴訟</p> <p>第14回 行政立法審査訴訟</p> <p>第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)：担当教員が作成した教材を使用し、又、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを提供する。参考文献：『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ』〔有斐閣〕 『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』〔有斐閣〕</p> <p>参考書(購入任意)：授業において、随時紹介する</p> <p>前提履修科目</p> <p>公法総合1・2を履修済みであることが望ましい。</p>		

科 目	憲法判例論 (前期)	単 位
		2
担 当	柏崎 敏義	
<p>授業内容の概要</p> <p>法の支配、近代立憲主義、そして具体的には違憲審査制を前提とすると、憲法の番人としての裁判所の役割は人権保障にある。戦後 60 年の間に積み重ねられてきた憲法判例を見ることで、憲法のあり方、裁判のあり方を考えるだけでなく、憲法問題をどのように考えていくのかの思考プロセスを確立することができるであろう。ただし、唯一これが正解という思考方法があるわけではない。</p> <p>授業方法</p> <p>授業計画に基づき、各回の具体的テーマ、判例は事前に指示するので予習をすること。授業は質疑討論を中心に進める予定である。学説、判例を把握しておくことが重要である。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における能動的参加の程度(場合によっては小テストの結果も反映する)と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN(不可)の5段階評価とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 ガイダンス、違憲立法審査権概観 第2回 憲法訴訟概観、司法権の限界 第3回 表現の自由に関する判例(1) 第4回 表現の自由に関する判例(2) 第5回 政教分離に関する判例 第6回 職業選択の自由に関する判例 第7回 財産権に関する判例 第8回 生存権に関する判例 第9回 教育を受ける権利に関する判例 第10回 労働基本権に関する判例 第11回 人身の自由に関する判例 第12回 選挙権に関する判例 第13回 人権総論に関する判例 第14回 統治機構に関する事例 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須): 石村修・稲正樹編『論点整理と演習 憲法』(敬文堂、定価 4,200 円+税)、各自使用の判例集</p> <p>参考書(購入任意): なし</p> <p>前提履修科目</p> <p>基本的人権の基礎、統治の基本構造を履修済みであることが望ましい。</p>		

科 目	民法1（総則）（前期）	単 位
		2
担 当	菊地 秀典	
<p>授業内容の概要</p> <p>はじめて民法の授業を聴く学生を対象として、総則(1条～174条の2)についての講義を行なう。抽象的な内容を学ばなければならない、初学者にとってはイメージをもちにくい部分であるが、できるかぎりかみくだいたわかりやすい内容としたい。すべてのテーマにくまなく触れることをめざすよりも、コアとなる部分に多くの時間をかける(その結果、相対的に重要度の低いテーマは簡単にすませる、あるいは触れない部分もでてくる)。受講生のみなさんには、授業開始までに教科書を通読しておいてもらいたい(その際には、以下の「授業計画」の順序によってではなく、教科書を前から順に読んでほしい)。当然のことではあるが、受講生にはそれなりの覚悟と努力を求める。</p> <p>授業方法</p> <p>勉強をはじめたばかりの方たちを相手にケースメソッドを試みても非効率であるので、1年次前期のこの科目では、もっぱら講義形式で授業を行なうこととする。ただし、みなさんの様子を見て、適宜、基本的な質問を投げかけるので、積極的に応答してほしい。</p> <p>配布するレジメにそって、基本的に、導入、制度趣旨、意義、要件、効果の順ですすめていく。レジメは授業の前日までにはTKCを通じて配布する予定である。また、同じくTKCを通じて課する授業前の宿題(簡単な○×式の問題)に解答を出して、問題意識をもって授業に参加してほしい。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>短答式問題と論文式問題をあわせた定期試験によって評価を決める。成績評価は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。</p> <p>授業計画(頁数は、下記教科書の頁数である)</p> <p>第1回 総則全体の概観、民法の三大原理、権利能力、意思能力(3頁～30頁、91頁～103頁) 第2回 行為能力①(103頁～132頁) 第3回 行為能力② 第4回 法律行為①(33頁～90頁、265頁～308頁、341頁～344頁) 第5回 法律行為② 第6回 法律行為③ 第7回 法律行為④ 第8回 代理①(133頁～205頁) 第9回 代理② 第10回 代理③ 第11回 時効①(309頁～340頁) 第12回 時効② 第13回 時効③ 第14回 法人(207頁～264頁) 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)： 内田貴『民法I 総則・物権総論〔第4版〕』東京大学出版会 内田貴・山田誠一・大村敦志・森田宏樹『民法判例集総則・物権』有斐閣</p> <p>参考書(購入任意)： 川井健『民法概論I (民法総則)〔第3版〕』有斐閣 樺寿夫『民法総則〔第2版〕』有斐閣 近江幸治『民法講義I 民法総則〔第6版〕』成文堂 加藤雅信『新民法体系I 民法総則〔第2版〕』有斐閣 平野裕之『民法総則〔第2版〕』日本評論社</p> <p>前提履修科目 なし</p>		

科 目	民法2（債権法総論）（後期）	単 位 2
担 当	菊地 秀典	
<p>授業内容の概要</p> <p>債権総論(399条～520条)についての講義を行なう。債権に共通するルールを扱うこの部分は、民法総則と同じく、抽象的な議論が多い。できるかぎりかみくだいたわかりやすい内容としたい。すべてのテーマにくまなく触れることをめざすよりも、コアとなる部分に多くの時間をかける(その結果、相対的に重要度の低いテーマは簡単にすませる、あるいは触れない部分もでてくる)。受講生のみなさんには、授業開始までに教科書を通読しておいてもらいたい(その際には、以下の「授業計画」の順序によってではなく、教科書を前から順に読んでほしい)。当然のことではあるが、受講生にはそれなりの覚悟と努力を求める。</p> <p>授業方法</p> <p>前期に続き、この科目でも、もっぱら講義形式で授業を行なうこととする。ただし、後期になり、みなさんのなかにはかなり勉強が進んだ人もあらわれるはずである。前期科目よりは、質問を投げかける頻度をふやし、みなさんの方が発言する機会をより多くしていきたい。</p> <p>配布するレジメにそって、基本的に、導入、制度趣旨、意義、要件、効果の順ですすめていく。レジメは授業の前日までにはTKCを通じて配布する予定である。また、同じくTKCを通じて課する授業前の宿題(簡単な○×式の問題)に解答を出して、問題意識をもって授業に参加してほしい。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>短答式問題と論文式問題をあわせた定期試験によって評価を決める。成績評価は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 序論、給付の種類・態様と債権の目的①(3頁～29頁)</p> <p>第2回 給付の種類・態様と債権の目的②</p> <p>第3回 債務不履行・第三者による債権侵害①(109頁～189頁)</p> <p>第4回 債務不履行・第三者による債権侵害②</p> <p>第5回 債務不履行・第三者による債権侵害③</p> <p>第6回 債権者代位権・詐害行為取消権①(193頁～197頁、273頁～331頁)</p> <p>第7回 債権者代位権・詐害行為取消権②</p> <p>第8回 多数当事者の債権関係①(333頁～365頁、367頁～381頁)</p> <p>第9回 多数当事者の債権関係②</p> <p>第10回 多数当事者の債権関係③</p> <p>第11回 債権譲渡①(201頁～245頁)</p> <p>第12回 債権譲渡②</p> <p>第13回 債権の消滅①(33頁～108頁、199頁～200頁、247頁～272頁)</p> <p>第14回 債権の消滅②</p> <p>第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)：内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権〔第3版〕』東京大学出版会 瀬川信久・内田貴・森田宏樹『民法判例集担保物権・債権総論〔第2版〕』有斐閣</p> <p>参考書(購入任意)：潮見佳男『プラクティス民法債権総論〔第3版〕』信山社、淡路剛久『債権総論』有斐閣 近江幸治『民法講義Ⅳ債権総論〔第3版〕』成文堂、加藤雅信『新民法体系Ⅲ債権総論』有斐閣 平井宜雄『債権総論〔第2版〕』弘文堂</p> <p>前提履修科目 民法1、民法4</p>		

科 目	民法3（契約法）（後期）	単 位
		2
担 当	田中 宏	
<p>授業内容の概要</p> <p>民法典の債権各論の中の第3編2章の「契約」の部分を対象とする。</p> <p>我々は日常生活するに際し、契約と無縁ではありえない。電車に乗るのも、本を買うのも、レストランで食事をするのも、銀行に預金をするのも、アルバイトをするのも、アパートを借りるのもすべて契約である。</p> <p>このように契約には様々なものがあるが、この授業では、契約総論と民法の定める典型契約を中心にその具体的内容の理解を深めるとともに、判例等を素材にして現実に紛争となった場合の問題解決方法を学ぶことを目的とする。近時は民法の教科書でも、裁判規範(民事裁判型要件事実)の観点から記述されたものが増えているが、過度に意識しすぎると、実体法としての民法の理解が不正確になる危険すらある。この授業では、あくまで実体法の基礎部分の理解に重点を置き、判例解析に関連して、裁判規範としての民法を検討する。なお全分野について満遍なく触れることは不可能であるため、飛ばさざるを得ない分野もある。</p> <p>授業方法</p> <p>教科書と判例を中心とした配布教材を使用した講義形式とするが、適宜、設問や判例等について起案提出や口頭による説明を求め、また学生間で討論する機会をもつこととする。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における平常点(小テストないしはレポート)30%と期末筆記試験の成績70%とを総合評価する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 契約総論(1) 第2回 契約総論(2) 第3回 契約総論(3) 第4回 契約総論(4) 第5回 売買(1) 第6回 売買(2) 第7回 売買(3) 第8回 使用貸借・賃貸借(1) 第9回 賃貸借(2) 第10回 賃貸借(3) 第11回 賃貸借(4) 第12回 消費貸借 第13回 請負・委任(1) 第14回 請負・委任(2)その他 第15回 定期試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)： 内田貴『民法Ⅱ(第2版)』東京大学出版会 参考書(購入任意)： 民法全般をカバーするものとして潮見『入門民法(全)』(有斐閣)、椿ほか『条文にない民法』『類推適用から見る民法』『関連で見る民法ⅠⅡ』(いずれも日本評論社)</p> <p>前提履修科目</p> <p>なし</p>		

科 目	民法4（不法行為法）（前期）	単 位
		2
担 当	菊地 秀典	
<p>授業内容の概要</p> <p>はじめて民法の授業を聴く学生を対象として、不法行為(709条～724条)、不当利得(703条～708条)、事務管理(697条～702条)について、この順で講義を行なう。これらは当事者間に契約関係が存在しないにもかかわらず、債権関係が発生する場面である。不法行為法に関するテーマが本講義の中心となり、民法の中では比較的イメージをもちやすい範囲ではあるが、内容的には易しいものではない。できるかぎりかみくだいたわかりやすい内容としたい。すべてのテーマにくまなく触れることをめざすよりも、コアとなる部分に多くの時間をかける(その結果、相対的に重要度の低いテーマは簡単にすませる、あるいは触れない部分もでてくる)。受講生のみなさんには、授業開始までに教科書を通読しておいてもらいたい(その際には、以下の「授業計画」の順序によってではなく、教科書を前から順に読んでいってほしい)。当然のことではあるが、受講生にはそれなりの覚悟と努力を求める。</p> <p>授業方法</p> <p>勉強をはじめたばかりの方たちを相手にケースメソッドを試みても非効率であるので、1年次前期のこの科目では、もっぱら講義形式で授業を行なうこととする。ただし、みなさんの様子を見て、適宜、基本的な質問を投げかけるので、積極的に応答してもらいたい。</p> <p>配布するレジメにそって、基本的に、導入、制度趣旨、意義、要件、効果の順ですすめていく。レジメは授業の前日までにはTKCを通じて配布する予定である。また、同じくTKCを通じて課する授業前の宿題(簡単な○×式の問題)に解答を出して、問題意識をもって授業に参加してほしい。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>短答式問題と論文式問題をあわせた定期試験によって評価を決める。成績評価は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 不法行為1 不法行為法の目的・機能・構造、権利侵害と違法性①(303頁～313頁、335頁～357頁) 第2回 不法行為2 権利侵害と違法性② 第3回 不法行為3 故意・過失①(315頁～335頁) 第4回 不法行為4 故意・過失② 第5回 不法行為5 因果関係①(361頁～373頁) 第6回 不法行為6 因果関係② 第7回 不法行為7 責任能力、違法性阻却事由(373頁～385頁) 第8回 不法行為8 損害①(357頁～360頁、387頁～452頁) 第9回 不法行為9 損害② 第10回 不法行為10 損害③ 第11回 不法行為11 使用者責任、土地工作物責任、製造物責任(453頁～496頁) 第12回 不法行為12 共同不法行為(496頁～516頁) 第13回 不当利得1(527頁～584頁) 第14回 不当利得2、事務管理(519頁～526頁) 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)： 内田貴『民法Ⅱ債権各論〔第2版〕』東京大学出版会 瀬川信久・内田貴『民法判例集債権各論〔第3版〕』有斐閣</p> <p>参考書(購入任意)： 前田陽一『債権各論Ⅱ不法行為法』弘文堂、窪田充見『不法行為法』有斐閣、幾代通＝徳本伸一『不法行為法』有斐閣、吉村良一『不法行為法〔第3版〕』有斐閣、平井宜雄『債権各論Ⅱ不法行為』弘文堂、潮見佳男『債権各論Ⅱ不法行為法』新世社、近江幸治『民法講義Ⅵ事務管理・不当利得・不法行為〔第2版〕』成文堂、加藤雅信『新民法体系Ⅴ事務管理・不当利得・不法行為〔第2版〕』有斐閣、潮見佳男『債権各論Ⅰ契約法・事務管理・不当利得』新世社</p> <p>※なお、以下のものは現在入手できないので図書館等で利用してもらいたい。 森島昭夫『不法行為法講義』有斐閣、四宮和夫『不法行為』青林書院</p> <p>前提履修科目 なし</p>		

科 目	民法5（物権法・相続法）（前期）	単 位
		2
担 当	吉井 啓子	
<p>授業内容の概要</p> <p>本講義は、民法典第2編物権のうち担保物権を除く物権法の部分（175～294条）と第5編相続（882～1044条）を対象とする。いずれも条文が多いので、細かい規定やあまり重要でないと思われる事項の説明は省略し（それらの事項については予習レジュメ等で補う）、重要な事項についての説明に多くの時間を割きたい。</p> <p>授業方法</p> <p>講義形式の授業とするが、できるだけ多くの受講者に発言を求めたいと思っている。担当者の質問に対する確かな回答ができるよう、予習レジュメに基づいて、十分な予習をしてもらうことが求められる。予習レジュメについては、逐次TKCにアップロードしていく。なお、小テストの実施に伴い、下記の授業計画に多少変更があることが予想される。変更がある場合には、講義やTKCを通じて連絡する。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末試験の結果に、授業時に行う小テスト（3回）や、講義中指名された際に的確な回答をしたかどうかを加味して評価する。配点は、期末試験60点、小テスト30点（10点×3）、講義時における発言10点。小テストは、採点添削して実施2週間後に返却する予定である（コピーを返却する）。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 物権総論（1）：物権の意義と法的性質 第2回 物権総論（2）：物権的請求権 第3回 物権総論（3）：物権変動①意思主義・対抗要件主義、不動産登記 第4回 物権総論（4）：物権変動②177条の適用範囲、取消し・解除と登記 第5回 物権総論（5）：物権変動③取得時効と登記 第6回 相続法の全体像：「相続と登記」の問題を理解するために 第7回 物権総論（6）：物権変動④相続と登記 第8回 物権総論（7）：物権変動⑤177条の第三者 第9回 物権総論（8）：物権変動⑥動産物権変動その1 第10回 物権総論（9）：物権変動⑦動産物権変動その2 第11回 占有権（占有権の相続についてはこの回で扱う） 第12回 所有権、用益物権 第13回 共有、区分所有（遺産共有についてはこの回で扱う） 第14回 相続法の諸問題：相続回復請求権など 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書（購入必須）：内田貴『民法I 総則・物権総論〔第4版〕』（東京大学出版会、2008） 内田貴『民法IV 親族・相続〔補訂版〕』（東京大学出版会、2004） 参考書（購入任意）：星野英一・平井宜雄・能見善久編『民法判例百選I 総則・物権〔第5版 新法対応補正版〕』（有斐閣、2005） 久喜忠彦・米倉明・水野紀子編『家族法判例百選〔第7版〕』（有斐閣、2008） 参考文献リストは、第1回授業までにTKCにアップロードするので参考にしてほしい。</p> <p>前提履修科目</p> <p>民法1・2・3・4を履修済みであることが望ましい。</p>		

科 目	民法6（担保法）（前期）	単 位
		2
担 当	田中 宏	
<p>授業内容の概要</p> <p>抵当権を中心とする民法典の担保物権（295条～398条の22）と、譲渡担保を中心とする非典型担保、民法2（債権法総論）で除外した弁済者代位（同499条～504条）を対象とする。なお、担保法の理解を助けるために、周辺の法領域（民事執行法、破産法等）にも論及する反面、分野全体を総花的には講義できないので、適宜ピックアップすることとなる。</p> <p>授業方法</p> <p>おおむね民法3と同様の講義形式の授業とする。教科書と教材を事前に読んでいることを前提に勧めていく。適宜、設問や判例等について口頭で説明を求めることや、レポート、小テストを行い、その実施をもって当該箇所を終了することもある。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>平常点（小テストないしレポート等を含む。出欠回数は成績評価の対象とはしない。）が30%。期末筆記試験の成績が70%の総合評価。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。</p> <p>授業計画</p> <p>第01回 担保法の全体像（債権者平等の原則と担保制度、担保制度の概観、他の法領域との関係）</p> <p>第02回 抵当権1（抵当権の機能、設定から実行そして後処理）</p> <p>第03回 抵当権2（被担保債権、抵当権の及ぶ客体）</p> <p>第04回 抵当権3（物上代位、担保不動産収益執行）</p> <p>第05回 抵当権4（抵当権侵害（1））</p> <p>第06回 抵当権5（抵当権侵害（2））</p> <p>第07回 抵当権6（法定地上権）</p> <p>第08回 抵当権7（抵当権の処分）</p> <p>第09回 抵当権8（共同抵当、弁済者代位）</p> <p>第10回 その他の典型担保—質権・留置権・先取特権（1）</p> <p>第11回 その他の典型担保—質権・留置権・先取特権（2）</p> <p>第12回 非典型担保1（概説、譲渡担保1—法律構成、対内的効力）</p> <p>第13回 非典型担保2（譲渡担保2—対外的効力、集合資産（動産・債権）譲渡担保）</p> <p>第14回 非典型担保3（仮登記担保、所有権留保、担保として機能する他の法手段）</p> <p>第15回 期末試験</p> <p>なお、紙面の関係で本シラバスに盛り込めない事項（教科書の該当箇所や採り上げる判例等）については、必要に応じて別紙等を配布するかTKCに掲示する。</p> <p>使用教材</p> <p>教科書（購入必須）： 内田貴『民法Ⅲ（第3版）』（東京大学出版会）</p> <p>参考書（購入任意）： 民法全般に関するものとして潮見『入門民法（全）』（有斐閣）、椿ほか「条文にない民法」「類推適用からみる民法」「関連で見る民法Ⅰ・Ⅱ」（いずれも日本評論社）</p>		

法律基本科目 民事法系

科 目	民法7 (家族法) / 家族法 (後期)	単 位
		2
担 当	早野 俊明	

授業内容の概要

本講義では、夫婦・親子などの家族関係の成立・解消とその効果を定める『親族法』(民法典第四編)と、人の死から生ずる財産の移転の仕方を定める『相続法』(同第五編)、いわゆる家族法を扱う。教科書を中心に、レジュメ(電子教科書)で補充しつつ、判例・学説上の理論状況や問題点を的確に把握させ、射程や限界を意識させながら、主に講義形式で授業を構成していく。なお、『相続法』は民法5で扱う相続法以外を対象とするが、時間の関係上、概略にとどまる。

授業方法

予習として、教科書および電子教科書の熟読とともに、予習課題の解答の準備を義務づける。基本的知識の確認を質問形式で行い、課題の解答を求めつつ、基本的知識の定着と創造的・発展的理解を図りたい。制度趣旨および重要論点を中心に授業を進める。

成績評価の方法

期末試験の結果のみにより評価する。成績は、A, B, C, D, F またはN(不可)の5段階とする。

授業計画

- 第1回 家族法の意義・前提知識(親族)
- 第2回 婚約、婚姻の成立
- 第3回 婚姻の無効・取消
- 第4回 婚姻の効果
- 第5回 離婚の成立
- 第6回 離婚の効果
- 第7回 内縁(事実婚)・外縁
- 第8回 実親子関係
- 第9回 養親子関係
- 第10回 親権
- 第11回 後見・保佐・補助
- 第12回 扶養
- 第13回 法定相続
- 第14回 遺言相続
- 第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須):

内田貴著『民法IV親族・相続[補訂版]』(東京大学出版会、2004年)

参考書(購入任意):

水野紀子＝大村敦志＝窪田充見編『家族法判例百選[第7版]』(有斐閣、2008年)

高橋朋子＝床谷文雄＝棚村政行著『民法7親族・相続[第2版]』(有斐閣、2007年)

二宮周平著『家族法[第2版]』(新世社、2005年)

潮見佳男著『相続法[第2版]』(弘文堂、2005年)

伊藤昌司著『相続法』(有斐閣、2002年)

前提履修科目

民法1・2・3・4・5を履修済みであることが望ましい。

科 目	民事法総合1 (前期)	単 位 2
担 当	田中 宏・前田 修志	
<p>授業内容の概要</p> <p>民事法総合1(旧カリキュラム対応科目:商事法入門)は、民法・商法をはじめとする民事法系科目の学修における導入講座である。民法・商法の基本的テーマを題材に基礎知識を修得し、確認することを目的とする。</p> <p>講義は前半7回が民法分野(担当:田中)、後半7回が商法分野(担当:前田)で構成される。前半7回は、商事法の前前提となる民法についての基礎知識、学修方法、思考方法の修得・確認を行う。レベルはあくまで本学においてはじめて法律科目(民法)を履修する学生を対象とする水準におくが、判例の読み方や理論構成方法などは、相応に勉強した経験のある学生にも糧となるものとする。単に民法全体を早回ししたり、指定した教科書をなぞったりするのではなく、他の法律基本科目(同時進行する民法1や民法4)の学修に役立つような基礎的な考え方や知識部分に重点を置いて講義する。後半7回は商法総則を題材として、「商法とはどのような法律で、その解釈においてどのような視点が重要であるのか」、という基本テーマを中心に、事案分析力の養成にもウェイトをおいた講義とする。</p> <p>授業方法</p> <p>前半7回のうち6回は、民法全体を学修するための「約束事」や「基礎知識」を修得してもらい講座であるから、講義形式が中心となるが、適宜、学修の成果を確認するためにレスポンス(発言、書面等)を求めることもある。後半7回は各回のテーマを題材としたオリジナルの設例式問題を材料に、基本概念・関連知識の講義と質疑・討論を組み合わせで行う。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末の筆記試験を中心として、A・B・C・D・F(N)の5段階によって成績評価を行う。</p> <p>成績評価については民法分野・商法分野、各50%で採点を行う。</p> <p>なお、平常点・中間レポートの採否については、各分野の初回の講義で簡単に説明する。(商法分野については、出席・遅刻の状況に応じて成績評価の際に減点措置を行う予定である。)</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 民事法の思考方法 第2回 意思による権利義務発生等のメカニズム(1) 第3回 意思による権利義務発生等のメカニズム(2) 第4回 意思によらざる権利義務発生等のメカニズム 第5回 債権に関するルール 第6回 物権に関するルール 第7回 事例検討 第8回 商法の特徴・基本概念 第9回 商人と商行為 第10回 商号制度・名板貸 第11回 商業使用人 第12回 営業譲渡 第13回 商業登記と外観信頼保護規制 第14回 会社法概論―株式会社の特性と会社法 第15回 期末試験 <p>使用教材 改訂版・最新版が出ている場合にはそちらを購入すること。</p> <p>教科書(購入必須): [民]池田『スタートライン民法総論』(日本評論社) [商]平出慶道＝山本忠弘＝田澤元章:『商法概論 I』青林書院 平成19年</p> <p>参考書(購入任意): [商]近藤光男:『商法総則・商行為法』[第5版補訂版] 有斐閣 平成20年</p> <p>前提履修科目 特になし</p>		

科 目	民事法総合2（後期）	単 位 2
担 当	森本 宏一郎	
<p>授業内容の概要</p> <p>民事訴訟(判決手続)での事実の確定や証拠調手続への理解をできるだけ実際の訴訟に即して、ケースなどを素材として使用しながら教師と学生との間の対論のなかから深化させる。ケースなどを中心とした双方向での授業を行うことで、単なる知識や抽象的な概念の集積に終わることのない「実務との架橋」との要請にも十分応えうる民事手続法についての生きた理解と柔軟な思考力との涵養をはかる。</p> <p>授業方法</p> <p>TKC教育研究支援システムに毎回のテーマに関する講義要旨などを事前に掲載する。学生が当日のテーマについては十分に予習済みであることを前提として、授業当日は設例などを中心に質疑・討論を含めて講義を進行し、当該テーマに関する理解を深めるように進める。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末試験と2ないし3回程度の課題レポートとの総合で評価する。成績評価は、A, B, C, D, FまたはN(不可)の5段階の相対評価とする。</p> <p>第1回 「証明」—はじめに 第2回 証拠調手続における「弁論主義」の意義・機能 第3回 要件事実（主要事実）と主張・証明責任の所在—その1 第4回 同上—その2 第5回 同上—その3 第6回 同上—その4 第7回 同上—その5（「証明責任」論を補完する理論） 第8回 証拠の収集 第9回 証拠調手続総論 第10回 書証(除く。文書提出命令) 第11回 文書提出命令—その1 第12回 文書提出命令—その2 第13回 鑑定, 検証 第14回 証人・当事者本人尋問 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>授業用のレジュメ……TKC 上に事前に掲載。</p> <p>教科書など</p> <p>民事訴訟法の「体系書」は、特段に指定はしない。講義は、1年次に民訴講義で使用した小林秀之編『法学講義 民事訴訟法』及び同編『判例講義 民事訴訟法』は手元にあるものとして進める。これからの購入を予定している諸君は、改・補訂の時期に注意して極力、最新の版を購入されたい。比較的無難な体系書としては、伊藤眞「民事訴訟法」(有斐閣)、中野貞一郎外編「新民事訴訟法講義」(有斐閣)、藤田広美「講義・民事訴訟」(東京大学出版会)、裁判所職員総合研修所監「民事訴訟法講義案」(財団法人司法協会)などがある。</p> <p>参考書(購入任意)</p> <p>* 司法研修所編「紛争類型別の要件事実」(法曹会)、伊藤滋夫「要件事実・事実認定入門」(有斐閣)。 * 『民事訴訟法判例百選第3版』(別冊ジュリスト169号)、「[判例から学ぶ]民事事実認定」(ジュリスト増刊)。</p> <p>前提履修科目(履修済であることが望まれる科目)</p> <p>民事訴訟法1・2, 民法1ないし6, 会社法1・2</p>		

科 目	会社法1 (後期)	単 位
		2
担 当	土田 亮	
<p>授業内容の概要</p> <p>本講義では、「会社法」の株式会社に関する規制のうち、主に経営に関与する「機関」の役割について、規制態様、法解釈を中心にとりあげる。ただし、単なる法解釈にとどまらず、日々変化する経済情勢に対応することを要求されている会社(株式会社)の実状にも配慮するため、判例等を基礎とした事例分析を通じて、運用面における問題点についても併せて検討する。</p> <p>授業方法</p> <p>あらかじめ各回のテーマに沿った具体的な設問を提示し、同時に関連資料・参考文献を指示することにより、事前の予習で問題点を検討させる。講義では質疑討論を中心としながら、若干の解説も交え、テーマに対する理解と応用力を深めさせる。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>授業への積極的参加の程度と、期末試験によって評価する。授業時リアクションペーパーを要求することもある。成績はA・B・C・D・F(N)の5段階による。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 株主総会(1):株主総会の招集手続 第2回 株主総会(2):株主総会の議事・株主提案権 第3回 株主総会(3):株主総会の決議・決議の瑕疵 第4回 経営機構の選択と役員を選任・解任 第5回 取締役・取締役会(1):取締役会の議事運営 第6回 取締役・取締役会(2):会社の業務執行・代表 第7回 取締役・取締役会(3):取締役の一般的義務 第8回 取締役・取締役会(4):利益相反取引規制・報酬規制 第9回 役員等の責任(1):役員等の会社に対する責任 第10回 役員等の責任(2):役員等の責任追及手段と株主代表訴訟 第11回 役員等の責任(3):役員等の第三者に対する責任 第12回 株式会社の経営に関する監視・監督—監査役・監査委員会 第13回 株式会社の設立手続 第14回 株式会社における設立関係者の責任と設立の瑕疵 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)</p> <p>特定の教科書は指定しない。毎回、TKC教育研究支援システムを活用して、設例を示すとともに、参考文献・関連資料を提示する。</p> <p>参考書(購入任意) 改訂版が出ている場合には最新版を購入すること</p> <p>江頭憲治郎『株式会社法(第2版)』有斐閣 平成20年 神田秀樹『会社法[第10版]』弘文堂 平成19年 弥永眞生『リーガルマインド会社法[第11版]』有斐閣 平成19年 平出慶道＝山本忠弘＝田澤元章『会社法概論』青林書院 平成18年</p> <p>前提履修科目</p> <p>民法法総合1を履修済みであることが望ましい。</p>		

科目	会社法2 (前期)	単位
		2
担当	前田 修志	
<p>授業内容の概要</p> <p>前半は、株式会社の財務的側面に関する問題点をとりあげる。特に株式制度に関わる諸問題の検討を中心とする。株式制度は、ファイナンス(資金調達)の側面でとらえられることが多いが、募集株式の発行や、種類株式制度など、会社のガバナンス(支配)に関わる問題点も多い。その点において、会社法1の復習も兼ねたいと思う。基本的な知識は各自の予習に委ね、講義では事例問題を軸として重要事項の確認及び紛争解決能力の養成を目指したい。また実務で重要な会計規制や企業結合(合併)に関わる諸問題についても、基本的な制度理解と現実の紛争を視野に入れ検討したいと思う。</p> <p>授業方法</p> <p>あらかじめ事例形式の設問を設定し、予習のための関連判例・参考文献を指示して、十分に事前の検討を行わせる。当日は設問に関連する法規制の概要に関する簡単な解説を交えつつ、討論を中心とする。おおよそ前半は講義形式による重要な問題点の指摘・解説、後半は事例の解決にウェイトを置いた質疑応答・討論を軸とする。なお、講義の進行状況によって、第14回の講義内容は解説のみとする場合がある。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末試験の成績を中心にA・B・C・D・F(N)の5段階評価する。ただし、授業への参加の態様が悪い者(過度の遅刻・授業妨害、欠席届の提出のない無断欠席など)については、成績評価において期末試験の成績より20点を限度として減点する。また平常の受講態度が悪い者には、成績評価不良の場合における再試験の許可を与えない。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 株式制度の基礎 ～株式の意義、株主の権利、株主平等原則 第2回 種類株式 第3回 株式の流通性とその制限 ～譲渡の方式(株券制度含む)、譲渡制限株式の取扱い 第4回 株式単位の変動と株主の権利 ～併合・分割・無償割当て・単元株 第5回 募集株式の発行(1) ～手続上の問題点、瑕疵ある募集株式の発行(序論) 第6回 募集株式の発行(2) ～差止・無効・損害賠償 第7回 資金調達規制総合～募集株式発行制度のまとめ、社債・新株予約権制度～ 第8回 組織再編(1) ～組織再編規制の概要・合併規制 第9回 組織再編(2) ～会社分割と事業譲渡 第10回 組織再編(3) ～株式交換・株式移転、親子会社をめぐる諸問題 第11回 会社の計算(1) ～計算書類等の作成手続・会計監査 第12回 会社の計算(2) ～剰余金の配当規制 第13回 自己株式の取得規制 第14回 株式会社の消滅とリストストラクチャリング 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須):①②のいずれか(もしくは双方)を利用すること ①〔詳細・発展学習向け〕江頭憲治郎:『株式会社法』〔第2版〕有斐閣 平成20年 ②〔平易・未修向け〕平出慶道＝山本忠弘＝田澤元章:『会社法概論』青林書院 平成18年</p> <p>参考書(購入任意): 注:いずれも購入時の最新版を用意すること 神田秀樹:『会社法』〔第10版〕弘文堂 平成20年 弥永真生:『リーガルマインド会社法』〔第11版〕有斐閣 平成19年</p> <p>前提履修科目 会社法1を履修済であることが望ましい。</p>		

科 目	商取引・有価証券 (後期)	単 位 2
担 当	土田 亮	
<p>授業内容の概要</p> <p>本講座では商取引法と有価証券法を取り上げる。前半部は企業間取引を中心に、商取引法に関する諸問題を取り上げる。商事法入門において取り上げた題材についても、商法規制に関する基本的理解を前提として、より法律的な問題点を模索する。後半部においては有価証券法理に関して重要となる、発行・流通・権利行使に関する特殊性を検討する。</p> <p>授業方法</p> <p>あらかじめ各回のテーマに沿った具体的な設問を提示し、同時に関連資料・参考文献を指示することにより、事前の予習で問題点を検討させる。講義では質疑応答を中心としながら、若干の解説も交え、テーマに対する理解と応用力を深めさせる。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>講義での参加態度と予習・復習(約 10%)、および期末試験の成績(約 90%)の総合評価で、A、B、C、D、F(N)の5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 商行為の通則(1) 第2回 商行為の通則(2) 第3回 商事売買Ⅰ 第4回 商事売買Ⅱ 第5回 仲立・取次・代理商 第6回 運送営業・倉庫営業(1) 第7回 運送営業・倉庫営業(2) 第8回 手形行為概論・手形の成立 第9回 他人による手形行為 第10回 手形の変造・白地手形 第11回 手形の裏書と善意取得 第12回 手形抗弁 第13回 特殊な裏書 第14回 手形の支払・遡求・手形の消滅・利得償還請求権 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)</p> <p>特定の教科書は指定しない。毎回、TKC教育研究支援システムを活用して、設例を示すとともに、参考文献・関連資料を提示する。</p> <p>参考書(購入任意)</p> <ul style="list-style-type: none"> 江頭憲治郎『商取引法』〔第4版〕弘文堂 平成14年 近藤光男『商法総論・商行為法』〔第5版〕有斐閣 平成18年 川村正幸『手形・小切手法』〔第3版〕新世社 平成17年 平出慶道＝山本忠弘＝田澤元章『商法概論Ⅰ』青林書院 平成19年 <p>【その他、初回講義時に各種文献を紹介する】</p> <p>前提履修科目</p>		

法律基本科目 民事法

科 目	民事訴訟法 1 (前期)	単 位
		2
担 当	藪口 康夫	
<p>授業内容の概要</p> <p>科目「民事訴訟法1」および「民事訴訟法2」は、ともに民事司法関連科目の中で核心の位置を占めるものである。この2科目にさらに科目「民事法総合2(2006年度以前入学者は「証拠と事実認定」)」を加えたものを学修することによって、法典としての民事訴訟法(平成8年法律109号)総体の解釈論が会得される。「民事訴訟法1」を前期に、「民事訴訟法2」を後期に配当するが、授業は両者を一体として計画されている。</p> <p>授業方法</p> <p>講義形式であるが、基本的知識の習得は、予習・復習の段階で各受講生に行っていただく。授業の時間中は、具体的事案・事例の解決を目指した教員からの講義を中心としつつも、学生間または学生と教員の討論・質疑応答を加えて、双方向の対論型授業になることを目指している。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>論述式と短答式を適宜配合した筆記式期末試験の結果により、評点を付する。但し、授業を欠席した者が正当な理由なく欠席届を次回出席時まで提出しない場合は、1回の(無断)欠席につき100点満点中5点を減点する。また、無断欠席が3回に達した者に対しては、期末試験の再試験を許可しない。成績評価は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。</p> <p>授業計画：以下に挙げる項目は予定であり、最終的にはTKCに掲載したものによる(括弧内の頁数は、教科書の頁数を示している)。</p> <p>第1回 民事司法制度の全体像(1～48頁) 第2回 訴えの提起(167～181頁、119～126頁) 第3回 裁判所の管轄と移送(91～108頁) 第4回 訴審上の請求(109～119頁)・当事者の申立てと主張(218～225、242～248頁) 第5回 証明責任(269～299頁) 第6回 弁論主義1(225～241頁) 第7回 弁論主義2(263～269頁) 第8回 処分権主義(395～401頁) 第9回 判決の成立と再審(385頁～395、458～463頁) 第10回 既判力の時効・客観的範囲1(401～413頁) 第11回 既判力の時効・客観的範囲2(401～413頁) 第12回 既判力の時効・客観的範囲3(401～413頁) 第13回 既判力の主観的範囲、執行力・形成力(413～421頁) 第14回 判決に関する諸問題(401～421、25～31頁) 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)： 小林秀之編『法学講義 民事訴訟法』(悠々社・本体価格¥4,000 ISBN: 4946406972) 小林秀之編『判例講義 民事訴訟法』(悠々社・本体価格¥3,500 ISBN: 4946406735)</p> <p>参考書(購入任意)： 商事法務編『タクティクス アドバンス民事訴訟法』 (商事法務・本体価格 ¥3,200 ISBN: 9784785715779) 藤田広美『講義民事訴訟』(東京大学出版会・本体価格¥3,800 ISBN: 9784130323437)</p>		

科 目	民事訴訟法2 (後期)	単 位
担 当	藪口 康夫	
<p>授業内容の概要</p> <p>科目「民事訴訟法1」および「民事訴訟法2」は、ともに民事司法関連科目の中で核心の位置を占めるものである。この2科目にさらに科目「民事法総合2(2006年度以前入学者は「証拠と事実認定」)」を加えたものを学修することによって、法典としての民事訴訟法(平成8年法律109号)総体の解釈論が会得される。「民事訴訟法1」を前期に、「民事訴訟法2」を後期に配当するが、授業は両者を一体として計画されている。</p> <p>授業方法</p> <p>講義形式であるが、基本的知識の習得は、予習・復習の段階で各受講生に行っていただく。授業の時間中は、具体的事案・事例の解決を目指した教員からの講義を中心としつつも、学生間または学生と教員の討論・質疑応答を加えて、双方向の対論型授業になることを目指している。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>論述式と短答式を適宜配合した筆記式期末試験の結果により、評点を付する。但し、授業を欠席した者が正当な理由なく欠席届を次回出席時まで提出しない場合は、1回の(無断)欠席につき100点満点中5点を減点する。また、無断欠席が3回に達した者に対しては、期末試験の再試験を許可しない。成績評価は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。</p> <p>授業計画：以下に挙げる項目は予定であり、最終的にはTKCに掲載したものによる(括弧内の頁数は、教科書の頁数を示している)。</p> <p>第1回 訴訟審理の進め方・争点整理手続(181～211頁)</p> <p>第2回 訴訟要件・訴えの利益(145～165頁)</p> <p>第3回 判決によらない裁判の終了(126～143、211～218頁)</p> <p>第4回 上訴1(423～458頁)</p> <p>第5回 上訴2(423～458頁)</p> <p>第6回 当事者1(49～65頁)</p> <p>第7回 当事者2(65～91頁)</p> <p>第8回 複数請求訴訟(374～384頁)</p> <p>第9回 共同訴訟1(313～346頁)</p> <p>第10回 共同訴訟2(313～346頁)</p> <p>第11回 訴訟参加1:補助参加を中心として(346～374頁)</p> <p>第12回 訴訟参加2:独立当事者参加を中心として(346～374頁)</p> <p>第13回 訴訟手続の中断・承継と任意的当事者変更(366～374頁)</p> <p>第14回 略式手続(第10章)・その他</p> <p>第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)：小林秀之編『法学講義 民事訴訟法』(悠々社・本体価格¥4,000 ISBN:4946406972) 小林秀之編『判例講義 民事訴訟法』(悠々社・本体価格¥3,500 ISBN:4946406735)</p> <p>参考書(購入任意)：商事法務編『タクティクス アドバンス民事訴訟法』 (商事法務・本体価格 ¥3,200 ISBN: 9784785715779) 藤田広美『講義民事訴訟』(東京大学出版会・本体価格¥3,800 ISBN: 9784130323437)</p> <p>前提履修科目 民事訴訟法1を履修済みないし履修中であることが望ましい。</p>		

法律基本科目（選択必修）

科 目	民事判例論（後期）	単 位
		2
担 当	北沢 義博	
<p>授業内容の概要</p> <p>法科大学院の法律学習において、判例を正確に学ぶことの重要性はいうまでもない。これは、単に、最高裁判例の要旨を覚えることではなく、裁判所が具体的事例を前にして、なぜ、そのような判断をしたかを検討し、法的思考能力を高めるためである。これまで学習した民法を中心とする民事法の中から、極めて重要な論点、あるいは弁護士が実際に扱うことのできる紛争類型を選択し、法規範が、市民社会や取引社会でどのように機能しているか、そして弁護士はどのようにこれらの法律を実務に生かすべきか、を考える。裁判実務で必要な、要件事実、立証活動なども意識しながら学習する。</p> <p>授業方法</p> <p>本講は、主に、事実関係が詳細に記述された判例を使用し、原被告はどのように主張を組み立て、立証しているか、そして、裁判所がどのような検討をして判断に至ったかを学ぶ。これにほり、重要な判例法理の法理解が進むことを期待する。教材は、事前に配布するか、TKCにアップするので、各自、事案を理解し、法的問題を検討しておくことが求められる。これを前提に、授業においては互いに議論し、理解を深めることを目指す。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>原則として、期末テストで評価し、A、B、C、D、F(N)とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 判例をどう読むか、裁判所は何を考えているのか。 第2回 売買法の難問（瑕疵担保と債務不履行） 第3回 不動産賃貸借の終了（期間満了と正当事由） 第4回 不動産賃貸借の終了（契約解除） 第5回 人の労務・能力・技能を提供する契約と訴訟 第6回 安全配慮義務、契約準備段階の過失、情報提供義務 第7回 法律行為の効力、効果（1）錯誤、無権代理 第8回 法律行為の効力、効果（2）公序良俗、不当利得返還請求 第9回 判例分析の方法、論述の仕方 第10回 民法94条2項と110条 第11回 詐害行為取消権 第12回 物権的請求権 第13回 法人の権利能力 第14回 譲渡担保 第15回 期末試験 <p>使用教材 上記のとおり、教材は、毎回事前に提供するので、それを3、4時間程度で検討してくることが前提である。</p> <p>教科書(購入必須)：1年次および2年次の民法で各自が使用した教科書を常に参照することが求められる。教員自身は、民法は、内田貴教授の民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ(東京大学出版会の最も新しい版)を参照することが多いので、これらを使用していただくと便利である。民法判例百選Ⅰ、Ⅱの使用頻度が高い。</p> <p>参考書(購入任意)：必要に応じて紹介する。</p> <p>前提履修科目： 民法1～6、民事訴訟法1、2、会社法1、2が履修済みであることが望ましい。</p>		

科 目	刑事法入門 (前期)	単 位
		2
担 当	上田 正和	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑事法全般（刑法，刑事訴訟法，刑事事実認定）について，具体的な事例（判例）を主な題材として，刑事法への興味や関心を抱けるようにしながら学習を進め，理解を深めていく。実際の事件（判例）において，いかなる事実関係の下でどのようなことが刑事法上の問題となるのかを考えながら学習すると共に，具体的な書式例を適宜紹介する等して，具体的・実践的な刑事法の理解を目指す。個々の要件（概念）と証明（事実認定）の関連性をも意識する。また，自分で理解し考えたことを文章で適切に表現することについての多少の指導を行う。従って，学説や抽象的な概念の説明は最小限に止め（刑事法の思考に慣れてもらうために必要な範囲で言及する。但し，条文は重視する），また，全ての論点を網羅的に取り上げるものでもない。体系的のある本格的な内容は，本授業科目の後（1年次後期以降）に開講される刑法や刑事訴訟法の授業で取り扱われる。</p> <p>授業方法</p> <p>TKC教育研究支援システムによって，事前に，毎回の授業テーマについての教員作成のレジュメ及び参考資料を提供する。また，使用教材（教科書）の該当部分の十分な理解（特に，復習段階）が期待される。</p> <p>毎回の授業は，教員作成のレジュメ及び使用教材（教科書）に沿って講義と若干の質疑討論を適宜組み合わせることによって進められる。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>学期中に課されるレポート（2回を予定）と期末試験によって総合的に評価する。成績評価は，A・B・C・D・F又はN（不可）の5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 刑事手続の流れ，手続の当事者の役割，刑事法において議論されること 第2回 刑法の大枠，刑法で議論される内容とその意義 第3回 実行行為，不作為犯，因果関係論 第4回 被害者の同意（承諾） 第5回 故意と事実認識 第6回 共犯をめぐる基本問題 第7回 名誉に対する罪 第8回 財産犯（1）（財産犯の全体構造，窃盗罪と強盗罪） 第9回 財産犯（2）（詐欺罪と恐喝罪） 第10回 社会的法益・国家的法益に対する罪 第11回 犯罪捜査の基本問題 第12回 起訴と訴因の基本問題 第13回 証拠法の基本と考え方 第14回 刑事事実認定の基本と考え方 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <ul style="list-style-type: none"> ①教科書（購入必須）：井田良 他 著『よくわかる刑法』（ミネルヴァ書房）（平成18年） 安富潔 著『やさしい刑事訴訟法〔第五版〕』（法学書院）（平成17年） 石井一正 著『刑事事実認定入門』（判例タイムズ社）（平成17年） ②参考書（購入推奨）：前田雅英 著『最新重要判例250〔刑法〕第7版』（弘文堂）（平成21年） 西田典之 他 編『刑法判例百選I・II〔第6版〕』（有斐閣）（平成20年） 井上正仁 編『刑事訴訟法判例百選〔第八版〕』（有斐閣）（平成17年） ③その他の初級者向け参考書：島伸一 編『たのしい刑法〔第2版〕』（弘文堂）（平成20年） <p>前提履修科目</p> <p>特になし</p>		

科目	刑法1 (総論) (後期)	単位 2
担当	中島 広樹	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑法1は、刑法総論の基礎的知識・(体系的)考え方を身につけてもらうことに主眼を置いており、基本的には、TKCに掲載したレジュメに沿った講義形式主体の授業というスタイルを選択し、同様にTKCに掲載した事例問題を、講義内容の理解を深めるために補充的に使用する。レジュメについては、各論点ごとに学説・判例を摘記し、相互比較による問題点の本質の理解ならびにその点に関する主体的考察とそれを前提とする基本概念・考え方の習得を期待している。また、基本書については、一冊に偏ると、今日における刑法的な考え方を理解する上で不十分と考え、現代刑法の三つの流れを把握できるようにしている。すなわち、①行為無価値・特別予防論を重視する立場の代表として前田総論、②結果無価値・一般予防論の立場を代表する大谷総論、③結果無価値・謙抑主義の代表者として曾根総論を基本書として取り上げ、レジュメの記述もこの三者の基本書をベースにし、さらに判例もこれらの基本書に引用されたものをなるべく網羅的に記載して学生諸君の学習上の便宜をはかっている。</p> <p>授業方法</p> <p>基本的には、毎回のテーマに関するレジュメを機軸とした講義形式ではあるが、TKCによって、毎回のテーマに関するレジュメはもちろん、その他の参考文献を事前に検討しうるように工夫し、小テストや課題事例も予習の素材として掲載し、授業にさいして随時学生諸君に質問し、双方向的授業を加味する。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末試験の成績を重視するが、もちろん、出席や授業への参加の程度等も考慮し、成績はA・B・C・D・F又はNの五段階で評価する。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 刑法の基礎 第2回 罪刑法定主義 第3回 因果関係 第4回 不真正不作為犯 第5回 実質的違法性阻却 第6回 正当防衛と緊急避難 第7回 責任能力と原因において自由な行為 第8回 故意と錯誤Ⅰ 第9回 故意と錯誤Ⅱ 第10回 過失犯 第11回 未遂犯 第12回 共犯Ⅰ 第13回 共犯Ⅱ 第14回 罪数論 第15回 期末試験 <p>(若干の変更はありうる)</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須): 曾根威彦「刑法総論」「刑法各論(4版)」、大谷實「刑法総論」・「刑法各論(2版)」、前田雅英「刑法総論(4版)」・「刑法各論(4版)」いずれか一冊でもよいが、できれば三冊あれば便利である。</p> <p>参考書(購入任意): 刑法判例百選Ⅰ(6版)、刑法判例百選Ⅱ(6版)。前田「最新重要判例250 刑法 第6版」必要に応じて、随時指示する。</p> <p>前提履修科目</p>		

科 目	刑法2（各論）（前期）	単 位 2
担 当	中島 広樹	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑法2は、刑法各論の基礎的知識・(体系的)考え方を身につけてもらうことに主眼を置いており、基本的には、TKCに掲載したレジュメに沿った講義形式主体の授業というスタイルを選択し、同様にTKCに掲載した事例問題を、講義内容の理解を深めるために補充的に使用する。レジュメについては、各論点ごとに学説・判例を摘記し、相互比較による問題点の本質の理解ならびにその点に関する主体的考察とそれを前提とする基本概念・考え方の習得を期待している。また、基本書については、一冊に偏ると、今日における刑法的な考え方を理解する上で不十分と考え、現代刑法の三つの流れを把握できるようにしている。すなわち、①行為無価値・特別予防論を重視する立場の代表として前田総論、②結果無価値・一般予防論の立場を代表する大谷総論、③結果無価値・謙抑主義の代表者として曾根総論を基本書として取り上げ、レジュメの記述もこの三者の基本書をベースにし、さらに判例もこれらの基本書に引用されたものをなるべく網羅的に記載して学生諸君の学習上の便宜をはかっている。</p> <p>授業方法</p> <p>基本的には、毎回のテーマに関するレジュメを機軸とした講義形式ではあるが、TKCによって、毎回のテーマに関するレジュメはもちろん、その他の参考文献を事前に検討しうるように工夫し、小テストや課題事例も予習の素材として掲載し、授業にさいして随時学生諸君に質問し、双方向的授業を加味する。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末試験の成績を重視するが、もちろん、出席や授業への参加の程度等も考慮し、成績はA・B・C・D・F又はNの5段階で評価する。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 胎児障害と偽装心中 第2回 傷害罪と凶器準備集合罪 第3回 遺棄罪と逮捕・監禁・脅迫・誘拐の罪 第4回 強制わいせつ罪と業務妨害罪 第5回 住居侵入罪と名誉毀損罪 第6回 刑法における財物の意義と窃盗罪 第7回 不法領得の意思と占有概念 第8回 強盗罪の諸問題 第9回 詐欺罪と恐喝罪 第10回 横領罪と背任罪 第11回 親族相盗例と損壊罪 第12回 騒乱罪と放火罪 第13回 偽造罪と公務執行妨害罪 第14回 犯人隠匿・偽証・証拠隠滅・収賄罪 第15回 期末試験</p> <p>(若干の変更可能性あり)</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)： 曾根威彦「刑法総論(4版)」・「刑法各論(4版)」弘文堂、大谷實「刑法総論(2版)」・「刑法各論(2版)」成文堂、前田雅英「刑法総論(4版)」・「刑法各論(4版)」東京大学出版会 いずれか一冊でもよいが、できれば三冊あれば便利である。</p> <p>参考書(購入任意)：「刑法判例百選Ⅱ(6版)」有斐閣、前田「最新重要判例250 刑法 第6版」弘文堂 必要に応じて、随時指示する。</p> <p>前提履修科目</p>		

法律基本科目 刑事法

科 目	刑事訴訟法 1 (後期)	単 位 2
担 当	新屋 達之	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑事訴訟法は、国家権力のあり方と密接な関連を持っています。それ故、刑事訴訟法は憲法・国際人権法と深い関わりがあり、これに即した解釈・運用が求められます。講義では、憲法・国際人権法及びそれを生み出した歴史的状況、比較法をもできる限り踏まえつつ、捜査から公訴の提起に関する諸問題に検討を加えることとします。</p> <p>なお、以下は予定であり、実際の具体的な進行計画はTKCシステムによることとします。</p> <p>授業方法</p> <p>テーマを事前に設定し、判例・学説等について予習がなされていることを前提とすることは、他の科目と同様です。講義・演習・対話形式を適宜併用しつつ進めてゆく予定です。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末試験によって評価するのを原則とします。ただし、復習試験を加味することがあります。成績はA・B・C・Dを合格、F・Nを不合格とすることは他の科目と同じです。</p> <p>授業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開講の初めに、逮捕・勾留(1)―逮捕・勾留の手続・原則 2 逮捕・勾留(2)―別件逮捕・勾留、違法な拘束の救済など 3 捜索差押え(1)―令状による捜索差押え 4 捜索差押え(2)―令状によらない捜索差押え、令状主義 5 捜査一般・任意捜査総論―任意捜査と強制捜査、強制処分法定主義 6 任意捜査各論―任意同行・任意取調べ、おとり捜査など 7 特殊な捜査―写真撮影、通信傍受・盗聴 8 捜査の端緒―職務質問関連問題 9 被疑者の取調べ・捜査構造論―任意取調べ、身体拘束中の取調べ、捜査構造論 10 被疑者弁護(1)―黙秘権 11 被疑者弁護(2)―弁護人選任権・接見交通権 12 公訴の提起 <p>なお、残り3回のうち、最終回は期末試験ですが、通常講義期間中の2回を復習起案の日とします(期日は追って指定)</p> <p>使用教材</p> <p>教科書： 各自の好みに従って、白取祐司『刑事訴訟法』(日本評論社)、田口守一『刑事訴訟法』(弘文堂)のいずれかを各自で購入してください。但し、私は、基本的に前者に依拠します。</p> <p>参考書： 刑訴判例百選、刑訴法の争点以外のものについては、別途、指示します。</p> <p>前提履修科目 特になし</p>		

法律基本科目 刑事法

科 目	刑事訴訟法2 (前期)	単 位 2
担 当	新屋 達之	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑事訴訟法2では、刑事訴訟法1に引き続き、刑事手続のうち公判・証拠関連のテーマを中心に取り上げます。具体的な進行計画などはTKCシステムによることとします。</p> <p>公判手続・証拠法は実務基礎科目と重なる部分も多くなりますが、これらの分野は理論的な一方で技術的な性格も強いので、重複をいとわず繰り返し学習されることを望みます。またこの分野は、捜査の分野に比べて形式的・理論的・思弁的色彩の強い部分も多く、とっつきにくい面もあろうかと思えます。できる限り解きほぐしてゆきたいと思えます。また、公判傍聴や実務科目を通じて「体で覚える」こともぜひ行ってください。</p> <p>授業方法</p> <p>刑事訴訟法1を参照してください。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>刑事訴訟法1を参照してください。</p> <p>授業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公訴の提起—訴訟対象・訴因 2 公判手続(1)—公判の原則、訴訟主体、訴訟への市民参加 3 公判手続(2)—公判準備、公判手続、証拠開示 4 証拠法総論—厳格な証明と自由な証明、挙証責任、無罪の推定 5 自白(1)—自白法則・補強法則 6 自白(2)—同上、自白の信用性 7 伝聞法則(1)—総論、321条関係(検面調書、捜査書類) 8 伝聞法則(2)—322条以下 9 排除法則—違法収集証拠排除法則 10 裁判—裁判の種類、裁判の効力 11 誤判救済—上訴・再審 12 刑事手続と被害者 <p>なお、残り3回のうち、最終回は期末試験ですが、通常講義期間中の2回を復習起案の日とします(期日は追って指定)</p> <p>使用教材</p> <p>教科書：各人の好みにより、白取祐司『刑事訴訟法』(日本評論社)、田口守一『刑事訴訟法』(弘文堂)のいずれかを各自で購入してください。但し、私は基本的に前者に依拠していることをお断りします。</p> <p>参考書：刑訴判例百選、刑訴法の争点以外のものについては、毎回のレジュメで主要なものを指示します。</p> <p>前提履修科目</p> <p>特になし。但し、刑事訴訟法1の知識があることは、当然予定されています。</p>		

科 目	刑事法総合 (後期)	単 位
		2
担 当	上田 正和	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑法と刑事訴訟法について一通りの学習を行ったことを踏まえて、刑事法全体の中から重要なテーマを選び、判例その他の事例を軸にして、問題点の確認や検討を行い(理論的・実務的に重要な発展的・応用的な議論にも適宜言及する)、各テーマ(及びその関連領域)についての具体的・実践的な理解を深める演習的な科目である。授業では、問題点相互の関連性(例えば、刑法総論と各論の関係や、刑法と刑事手続と事実認定の関係)をも意識する。また、事案に対する自己の法的分析や検討結果を文章で適切かつ説得的に表現できる能力の涵養(レポートと添削指導等)を行う。さらに、各回の授業テーマやその周辺領域について、重要判例の確認や短答式問題を用いた知識の確認を行っていきたい。</p> <p>授業方法</p> <p>TKC教育研究支援システムによって、事前に、毎回の授業テーマについての教員作成のレジュメ及び参考資料を提供する。授業で取り上げた内容については、十分な復習によって理解を深めていただきたい。</p> <p>毎回の授業は、教員作成のレジュメ及び使用教材(教科書)に沿って講義と質疑討論を適宜組み合わせることによって進められる。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>学期中に課されるレポート(2回を予定)と期末試験によって総合的に評価する。成績評価は、A・B・C・D・F又はN(不可)の5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 実行行為、因果関係論 第2回 正当防衛、被害者の同意(承諾) 第3回 故意と錯誤論 第4回 過失犯 第5回 共犯論 第6回 財産犯における占有 第7回 財産犯における損害 第8回 文書偽造罪 第9回 司法作用に対する罪 第10回 供述証拠(主に自白) 第11回 非供述証拠 第12回 起訴と訴因 第13回 伝聞証拠 第14回 択一的認定 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>重要参考書(購入推奨): 前田雅英 著『最新重要判例250 [刑法] 第7版』(弘文堂)(平成21年) 西田典之 他 編『刑法判例百選I・II [第6版]』(有斐閣)(平成20年) 井上正仁 編『刑事訴訟法判例百選 [第八版]』(有斐閣)(平成17年) 石井一正 著『刑事事実認定入門』(判例タイムズ社)(平成17年) その他、各自の基本書</p> <p>前提履修科目(単位を取得していることが望ましい科目)</p> <p>刑事法入門, 刑法1(総論), 刑法2(各論), 刑事訴訟法1, 刑事訴訟法2</p>		